いわゆる「連れ子」と特別養子縁組

Adoption of children by step-parent

小島二郎 Jiro KOJIMA

In 1989, new adoption of children came into effect. The purpose of the present study is to examine annotation on adoption of children by step-parent

わ M 3 連 特 別 縁 組

小

島

郎

V)

はじめに

೬(ತ್ರ どを、 が ①当初は、 細は後述)、③普通養子縁組から特別養子縁組への転換事例は、 るのに対し、 る。詳細は他の研究にゆずるとして、 Ĕ 2認められていること、 ②認容例は、 四八七件と報告され、 あげることができる。 ②いわゆる「連れ子」養子は、 申立件数が多かったが年とともにその件数が減少してきたこ 制度の制定から約三年が経過した。平成二年までの申立件数 否定例はほとんどの審判例が斡旋機関の関与を受けていな 約半数の審判例が何らかの斡旋機関の関与を受けてい ④取下げ等の件数は急激に減少していることな(6) 判例集に報告された審判例も二六件にのぼ ここではその特徴を要約しよう。 ほとんど認められないこと

して、「連れ子」の養子縁組を考えてみたい。のように位置づけることができるのだろうか。この審判例を手がかりとの特別養子縁組を認めた。この審判例は、従来の審判例の流れの中でどところが、最新の審判例は、公表された審判例として初めて「連れ子」

- (1) 司法統計年報一九八八年、一九八九年、一九九○年。
- 号一八五頁〈認容〉、〔4〕奈良家宇陀支審昭和六三年三月二〈否定〉、〔3〕札幌家審昭和六三年三月一八日家月四○巻七号一九二頁(2)広島家審昭和六三年三月一二日家月四○巻七号一八一頁〈認容〉・小稿にとりあげた審判例以外に、つぎのものがある。〔1〕

山支審平成元年一〇月二六日家月四二巻七号五二頁

◇認

徳島家審平成元年一一月一七日家月四二巻五号九四頁

六頁 日家月四二巻二号一八〇頁 巻五号九二頁 京高決平成元年三月二七日家月四一巻九号一一〇頁 元年三月二三日家月四一巻一二号一一二頁〈否定〉、 二〇日判夕六九九号二三五頁 月四一巻一号一二一頁 大阪高決昭和六三年一一月一〇日家月四一巻三号一七二頁 六三年一○月二七日家月四一巻三号一六四頁〈否定〉、〔11〕 二号四四頁 家審昭和六三年四月一五日家月四〇巻八号九四頁 五日家月四〇巻七号一八八頁〈否定〉、 [5] 名古屋家審昭和 一二日家月四一巻三号一七七頁〈認容〉、 17 〈認容〉 七四頁〈否定〉、〔13〕名古屋高決昭和六三年一二月九日家 〔7〕京都家審昭和六三年六月九日家月四〇巻一二号三九頁 〇月二四日家月四二巻七号四七頁 〈認容〉、 仙台高秋田支決平成元年五月二四日家月四一巻一一号八 -四月一五日家月四〇巻八号九七頁 [12] 大阪高決昭和六三年一一月一八日家月四一巻三号 [8] 京都家審昭和六三年六月二八日家月四〇巻一 〈認容〉、 〈否定〉、〔19〕名古屋高決平成元年一〇月一七 [18] 名古屋家審平成元年八月二三日家月四二 〈否定〉、 [9]東京家八王子支審昭和六三年八月 〈認容〉、 〈否定〉、 14 〈認容〉、 20 高松高決平成元年二月 [15] 名古屋高決平成 〈認容〉、 〔10〕大阪高決昭和 東京家審平成元年 21 〈認容〉、 6 〈否定〉、 山口家徳 [16] 東

- 九日家月四二巻一〇号五七頁〈否定〉。
 家月四二巻八号七七頁〈否定〉、〔25〕大阪高決平成二年四月四七頁〈否定〉、〔24〕東京家八王子支審平成二年二月二八日四七章〈否定〉、〔23〕東京高決平成二年一月三〇日家月四二巻六号
- 成二年)に九九九件、合計五、四八七件と報告されている。件、一九八九年(平成元年)に一、二八七件、一九九〇年(平位四の家庭裁判所で、一九八八年(昭和六三年)に三、二〇一年(昭和六三年)から一九九〇年(平成二年)までの申立件数は、
- 4 八六件であるが、そのうち認容された件数が二、六七八件 に対して、 別 ₽́, ₺ あるものが一、○二八件(三八・四パーセント)、関与のない あった。認容件数の内訳は、 セント)、取下げ等が一、七二七件(三六・○パーセント)で 六・○パーセント)、却下されたものが三八一件(八・○パー 九八九年、 たものはわずか一件にすぎない 斡 一九八八年から一九九〇年までの既済件数は、 - 旋機関の関与なしの方に含まれているとのことである。これ 養子縁組をするときに児童相談所を経由していないときには のが一、六五〇件(六一・六パーセント)であった。もっと 児童相談所などの斡旋を受けて普通養子縁組をした者が特 否定された件数のうち、 一九九〇年)。 児童相談所等の斡旋機関の関与の (司 児童相談所等の斡旋を受け 法統計年報一九八八年、 全部で四、 七
- 年、一一八九年、一一九○年)。(五二・一八九年、一一九○年)。の方は総計年報一九八八(五二・一パーセント)、却下件数が一一二件(八・七パーセント)、却下件数が一一二件(八・七パーセン)を認容件数が六七三件

他方、

В

り男は、

妻子を有する者であり、

A男の出生直後にいわゆる

取下げ等は三〇五件(二六・八パーセント)であった。ーセント)、一九九〇年の既済件数は一、一三五件、そのうち数は一、九〇四件、そのうち取下げ等は五六〇件(二九・四パ六二件(四九・三パーセント)を占めた。一九八九年の既済件数は一七四七件、そのうち取下げ等は八(6) 一九八八年の既済件数は一七四七件、そのうち取下げ等は八

まず最初に、宮崎家裁の審判例を紹介しよう。二 宮崎家裁平成二年一一月三〇日審判(^)

1

年一月一八日に、 姻 再度申し立てた。 生したが、 籍したいという気持ちから、 立てを取り下げるとともに、 組の審判を申し立てる予定のもとに、 ことが予定されていたことなどから、 少なかったうえに、昭和六三年秋には、 める審判の申立てをしたが、 に育てられていたが、 およびC男を順調に養育し、 養育することに問題はなく、 なく養育し、 縁組をした。 「し同居した。X夫婦(養親となる者)は婚姻した直後の昭和六三 九日A男を出産した。 五七年ころ、 [事案] X夫婦は、 今回、 そして、 A男(養子となる者・昭和五八年生)の母X1 B男との間に性的関係を持った結果、 宮崎家裁に対し、 X2男は、 当初に企画したとおり、 昭和六三年一月四日、 A男とC男とをいずれも実子として分け隔て 昭和六三年八月九日に、 その後A男は未認知の非嫡出子として旨女 地方公務員をしており、 A男を一日でも早くX夫婦の戸 当時は、 現在、 A男は心身ともに健康な状況にある。 同年八月四日、 主婦専業のM女とともに、 A男を特別養子とすることを求 同年六月二四日、 申立人らの夫婦生活の実績 一定期間後に再度特別養子縁 X夫婦の間に子が出生する A男を普通養子とする A男を連れて22男と婚 特別養子縁組の審判を X 夫婦間にC男が誕 収入面でA男を 昭和五八年 右審判の 女は、 **厂籍に入** 昭

手 いことを誓約させており、 品が数回 接 讱 (触はまったくない。 金を刈女に交付して、 かかってきたことがあるが、 これまで、 A男に関して今後 それ以外にM女およびA 22女にA男と会いたい 切 の関 わりを持た 旨の

るべ 女の に X ると、 っぱ 特別 ている点で、 適 図はあくまでもA男を特別養子とすることにあるから、 による過渡的な措置としてされたものであって、 きであるから、 は て、 あると解せられるところ、 せることが子の利益に合致するかどうかを基準として判断すべ 出子たる身分を取得させるのみならず、 初 『その他特別の事情がある場合』との要件に該当するかどうか lである。 いかることは、 父との未然的 から実母のM女に養育されているのであるから、 !合性には問題がないと考えられる。 夫婦とA男の間に特別養子縁組を成立させるについて、 [審判] 、き要保護性の要件を満たすかどうかが問題となる。 いわゆる連れ子であり、 夫婦の嫡出子の身分を取得しているが、 |申立を取り下げた後A男と普通養子縁組をしておりA男 ら問題となるが、 養子縁組によって当該子に嫡出子たる身分を取得させ、 養子となる者が非嫡出子であり、 縁組を成立させることによって養子となるべき者に養親 もっとも 民法八一七条の七が規定する特別養子縁組を成立させ 認容 上記特別の事情がある場合に当たると解するの 子の利益を向上させることが明らか な法的関係を終局的に断絶させて身分関係の安定を 「A男は、 右要件は、 本件の場合には、 いわゆる連れ子を養子とする場合に 既にX夫婦との間に普通養子縁組 X 夫婦 特別養子縁組 のもとで順 しかし、 しかも未認知である場合には X夫婦は 実親との親子関係を断 これ の制度 本件では、 調に X夫婦の本来の意 は前記認定の経 当 A 男が 養育さ であるとい 初 の趣旨か 本件にお の特別 A 男 は、 が同条 A 男が 両者 n 生理上 ば て 、きで の嫡 こらす お お が 間 絶 既 当 X1 0

> 7 するのが相当である は 普通養子縁組が なされていてもなお上記特別の事情の存在を肯

後に、 表例でもある(9 特別養子縁組を認めたはじめての 2 普通養子縁組を行ない、 みぎ審判 は、 公表された審判 その後特別養子縁組に転 審判である。 例 あ な か で、 また、 W わ Ø 特別養子制度制定 る 換した最初の 「連 n 子 に

件は、 を基準として判断すべきである」と説明 ず、 出子を嫡出子にすること、 かること、 より生理上の父との法的関係を終局的に断絶させて身分関係の安定を 本審判は、 がある」と判断した て養子となるべき者に養親の嫡出子たる身分を取得させるの 実親との親子関係を断絶させることが子の利益に合致 「特別 用縁組 という二点を理由として、 「その 他 の制度の趣旨からすると、 特別 ②未認知の父親と親子関係の断絶をすること の事情が ある場合」 ĺ みぎに述べた「その他特別 具体的に、 縁組を成立させることに (民八一七条の七) ①未認知 するかどうか の非嫡 みなら の事 の

家月四三巻一 〇号三五

 $\widehat{7}$

情 は に

- 8 前揭注 (7) 三七頁
- 9 問 題 普 であるが、 [通養子縁組 今回 から特別養子縁組 は 紙 面の 都 合上 への転換につ 割 愛する て ₽,

Ξ 従来の 審 判例 0

方が なら 養子にすることを認めている。 1 ~他の ないときは、 の 民法八一七条の三第二項 養親となる場合は、 方の 嫡出である子 養親となることができない。 この限りでない」と規定し、 (特別養子縁組 では、 íd, 「夫婦の その実態はどうなっているのであ 以外の縁組による養子を除 方は、 ただし、 他の一 夫婦の夫婦 連れ子を特別 方が 養 **の** 親と

う。 ろうか。 ま 統計、 従来の 公表された審判例等を参考に、 「連れ子」 の特別養子縁組に関する統計を紹介 以下に検 討 しよう。

で ることが認められにくいことを知って取り下げられることが多いのであ 九九一年-二八件)であり、 わずか五七件(全体の七・八パーセント・一九八九年-二二件、 九九〇年-二一二件、 〇年一二四件、 九一年までに処理された件数が、 (一四・八パーセント・一九八九年 - 四五件、 たのは取下げ等で五六三件(七七・四パーセント・一九八九年-三二 わ このように、 ゆる「連 ・のは、 九九〇年-一五三件、 家庭裁判所等の説明によって「連れ子」を特別養子に 一九九一年-一一件)にすぎない。 れ子」を特別養子にする審判例は、 連れ子の特別養子縁組は、 一九九一年-認容件数の約二倍にあたる。 一九九一年-八七件)を占める。 七二八件 一二六件)であったが、 (一九八九年-三九〇 認容例が少ないのが実情 九九〇年-三五件、 却下件数は二一二件 九八九年 もっとも多か 認容件数は ゕ ら 九.

す 例 3 きであろう。 来、 全部で六件公表されてい わ Ø Ź 連 れ子」 る を特別養子にすることを申し立てた が、 すべて否定例であることに

八号九七頁 【事例 名古屋 家裁昭和六三年四月 五 日審判 (家月四 0

A女の親権者B女の承諾を得て、 ように 実父C男と婚姻し、 女の親権者をB女と定めて協議離婚をした。 B女と知り合い、 た。 昭和六〇年六月、 女 (養子となる者・昭 A女をもうけたが 同棲をはじめ、 A女と普通養子縁組をした。 Χ 男はB女と婚姻をするとともに A女もX男と生活を共にする 和五七年生) 不仲となり、 X 男 の (養親となる者 実母B 昭和五 女は

> 縁組に同意してい なっ 昭 和 六三年 ている。 应 月 実母B から保育園の年長組に入り、 女. 実父C男は、 X男とA女との特別養子 健 康 Χ 男によ

< は、

事情 子を監護すべきことになるから、 男の妻であるA女の母は特別養子縁組 は認め難い。 あたるとはいえない。 による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当である』場合に 養子縁組をしていること、 嫡出子たる実子 の家事育児等に従事していること……が認められる。従って、 を考慮すると、 判 却下 (連れ子) 「以上の事実によれば、 民法八一七条の七に定める特別の事情があると そして上記事実に本件記録に現われた ③A女の母は、 であること、 民法八一七条の七に定める ののち引続き特別養子となる ②X男はすでにA女と普 X男の妻として、 1 A 女はX 男の 妻 В 一切 女の Χ 0

三号一七二頁 例二 大阪高裁昭和六三年一一月一〇日決定 (家月四 巻

ことに疑問を持っているので、 さらに C女の婚姻届とX男・ となる者) 育してもらっており、 がなかっ 女は昭和五四年一〇月二三日に婚姻したが、 出がなされた。 事 その後は昭和五五年一二月に一度再会したのみでまったく 案 A女と特別 た。 婚 A女を乳児院に の経 と同棲を開始しており、 母C女は、 A女(養子となる者・ に緯お この間 養子縁組を よび再会等の事 A女の普通養子縁組届がなされた。 昭和五九年七月二四日にはC女から協議 預け昭和五八年四月からはC女の両 昭 昭和五九年三月には、 和 したいとして審判を申し立てた。 五六年一〇月一五日にA女を出 A女に対する関心は少なく、 昭 昭和六〇年二月七日にはX男 情 から、 和五六年生) 同年 Α 女が自分の子である C女はX男 一二月頃には別 の 父 B X男は、 男と母C 親 父 B 離婚 に した 接

別養子を承諾している。

Ļ Χ な障害となるものでない」として、 立することにより、 に定める要保護状況があり、 が あ いるが、 男から抗告した 元にあって十分な養育監護を受けており、 (分関係を絶つことが養子となる者の利益であることを要する 認 められるためには、 方A女とB男との身分関係の存続が、 (大阪家裁昭和六三年九月 本件の場合は、 その保護状況が飛躍的に好転するものではない 前記認定事実によればA女はC女及びX 養子となる者について、 かつ実父母(本件の場合は実父) 一九日審判) 本件申立てを却下した。 本件特別養子縁組が成 A女の養育監護に重大 は 民法八一七条の 「特別養子縁組 そこで、 ع ō

であ 存続 おり、 X 男 の 0 祉 躍 は る者の利益であることを要するのであるが、本件の場合は……A女 実父母(本件の場合には実父)との身分関係を絶つことが養子とな る者について、 七の 2実母C女および養親X男のもとにあって十分な養育監護を受けて ることその他特別 的 [決定] に好 る。 右主張は採用に由ないところである。 :細に主張する。 本件特別養子縁組が成立することにより、その保護状況が飛 『父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当で X 男は、 Α 転するものではないし、 女の養育監護に重大な障害となるものでないことは明か 棄却 民法八一七条の七に定める要保護状況があり、 「特別養子縁組が認められるためには、 の事情がある場合』 しかしながら、 特別養子縁組を成立させることによる子の福 他方A女と父B男との身分関係の 本件においては……八一七条 に該らない 0) であるから 養子とな 5

[事案] A男(養子となる者・昭和六〇年生)は、実母M女のは、「・「」」、

どを避けるため、本件特別養子縁組に同意している。父B男は、将来何かの借財を作るなどしてA男に迷惑が及ぶことな今回さらにA男との特別養子縁組をなすべく審判を申し立てた。実八月三一日22男と結婚し、同日22男はA男と普通養子縁組をしたが、非嫡出子として出生し、実父B男に認知された。紅女は昭和六二年

は、 立てを却下した。そこで、 要とする特別の事情があるということはできない」として、 を乱すような事情も認められず、 るM女の共同親権に服し、その監護の下にある現在の監護養育状態 きるものであるところ、 があると認めるとき』 とその他特別の事情がある場合において子の利益のために特に必要 絶させ養親のもとで適切な保護環境に委ねようとするものであり 『父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であるこ と適切であることが明かである。 要保護性の高い児童を実方の父母やその血族との親族関係を (大阪家裁昭和六三年九月二九日審判) (民法八一七条の七)に成立させることがで A男にとって養父である��男及び実母であ X1女・X2男から抗告した。 また、 同人との親子関係の終了を特に必 実父であるB男が前記状態 は、 「特別 本件由 制度

認 活していくために特別養子縁組を成立させたいと主張するが、 されたような事情は何ら発見できないし、 健全に養育され適切に監護されていることが認められ、 きるところ めら て、 が著しく困難又は不適当であることその他の事情がある場合にお 係 にA男を養子とし、 決定 ñ を断 この利益のため特に必要があるとき』に成立させることが な 絶し、 (民法八一七条の七)、 棄却「特別養子縁組は『父母による養子となる者の監 Χ2 男 戸籍上の特別措置をとらなければならない X1 慈んで養育し共に生活しているのであって 女は、 A男を実子として今後 ……A男は沁男とM女によって また、 A男とB男との親 生涯共に 右法条に示 事 X2 男

予定 父母 養子 昭 普通養子縁組をした。 昭和六○年一○月C男が急死するに及んでそれまで同居してい することを強く望んでいる。 養子であることで悩むことのないようにしたいことから、 なついている。X男は、 産 活をしてい 事に従事してA男の養育に専念しており、 昭和六二年六月、 和六三年から特別養子制度ができることを知り、 が予定されている。 6 『和五九年五月C男と婚姻し、 [事案] は の申立てに及んだ。 のこともあって、 両親と別居し、 本件特別養子縁組に不同意の . る。 A 男 なお、 X 男 (養子となる者 A男を連れて叔母の下に、 目下、 この際、 そして、 B女は現在妊娠中で、 (養親となる者) B女もまた、 A男と養子縁組の届出をした際、 X 男、 し かし、 その間に長男のA男が出生した A男も健康に成長しており、 A男を自己の長男とし、 月収役三〇万円を得、 昭和六〇年四 意向を示してい A男の亡C男の両親 X男とA男が実親子の間柄 と婚姻をし、 夫婦中も円満で平穏な生 昭和六三年一一 身をを寄せて]月生) B女が近く出産 同 A 男が 時にA男と の В 本件特別 市役所で である 母 月に出 X 女は家 B いたが 将来 たC んは

てを却下したので、 は、 親子関係の終了を特に必要とするときに成立させるものである る 上記認定事実の 父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当である 審(名古屋家裁昭和六三年九月一日審判)は、 その他これに準じる特別 特別の事 情 の 存 み X男は抗告をした から 在を認めることは は、 X男の心情は理解できるにしても の事 情がある場合で、 困 「難である」として、 「特別養子縁 実方の父母と 申立

> 男の監護養育が特に困難も ころである。 して養育され親子ともども平穏な生活を送っていると認められ、 である。 るとき、 ることも可能であるが、 ように夫婦 のものであり、 [決定] しかし、 いわゆる要保護性の存するときに同縁組を成立させるべ の一方がその配偶者の嫡出子である実子を特別 棄 却 本件においては、 従ってこの利益のため特に必要であると認められ 「民法八一七条の三第二項但書によれば、 特別養子制度はもっぱら子 しくは不適当な状況にあると認め ……A男がB女及びX男と同 の利益を図るた 養子とす 本件 難 いと Α 居 き

号九二頁) 名古屋家裁平成元年八月二三日審判(家月四二

巻

五

案」

Α

女

(養子となる者)はB男C女の長女として出

生

たが、 る者) 養育監 生)、 九年 ₺ 専念してい 活を支えるのに十分である。 玉 11 が に同意している。 役中である。 男をもうけている。 なされた。 のと認められる。 であり、 公路に就航するタンカー等に乗務しており、 たっている。 と婚姻し、 一護にあたることとなった。 月二四日調停離婚し、C女が親権者としてA女を含む三子の В 男 男C女の間にはA女のほか、 ともにA女らの る。 (昭和五二年二月二八日生) また、 以後A女らはX男およびC女に監護養育されて現在 X男は海技大学校を卒業後船員(航海士)として外 居住環境にも問題は その翌日X男とA女を含む三子との間に養子縁組 C女は、 また、 なお、 B男は、 司 昭和六二年一一月 Α 養育に関して十分な愛情と能力を有する C女は専業主婦としてA女らの 女はX男を実父と思い、 本件制度の趣旨を弁え、 人は前科を有し、 B男はその後再婚し、 ない。 長男 がある。 X男とC女との関係は (昭和五〇年八月一三日 一四日X男 その収入は一家 現在恐喝未遂 В 男C女は よくなつき、 特別養子縁 その間 (養親とな 罪 昭 かの生 で服 和

順調に生育している。

り に 慮することは相当ではな の 考 ことはできず、 Α Á 働 |申立人の心情がわからないでもない。 慮 女の監護養育が特に困難であるとか、 庇 女に要保護性が認められない本件にあっては、 きかけるとの危惧については具体的な根拠はなく、 すると、 護の下で、 A女は女児でもありB男との関係を絶っておきたいと 要保護性は認められ 平穏な生活を過ごしているものということができる 下 Ā 女は、 その兄達とともに現にX男とC女 ない。 しかしながら、 不適当な状況にあると たしかにB この点を深く考 男の 前 В 示のとお 男がA女 性 行等

らず、 ろ知 心で、 A 男 ように 男と婚姻 明 男 て、 В 0) 職せざるをえなかっ 11 女と知り合った昭和六〇年ころ県立高等専門学校の事務局長を いたが、 Ó 6 ような生活態度はB女との婚姻 女の留守中のアパート [事案] がり合 出 親 状 В 旋権者 になり、 一産後ほとんど家におらず、 女とC男は別居するにい 次第に家の物をもちだし、 放浪癖があり、 である。 居 以来電話 をB女と定めて協議離婚の届出をして離婚し 昭和六一年一〇月一二日A男が生まれた。 В Χ 男がB女を食事に誘ったり遊園地につれてい 女との間で紛争が激化した。 男 В (養子となる者 女とX男 た。 を 度も賭けてきたことがなく、 また賭け麻雀が好きで、 給料を受け取ると無断欠勤を重ね、 からC男の親が荷物を運び出すことによっ (養親となる者) 、たり、 ついには A男の世話をすることも およびA男の出 昭 昭 和六 和六三年一二月一九日 A男のも 昭 年 は 生 和六二年五月ころ 女遊びもし 産によっても改ま の 昭 のまで持ち出す 母 現在は行方不 和六三年夏こ た。 C男は В なく 女 結局 С は、 た。 たり C 退 В

> 男とA男との間において普通養子縁組をする心算であるが、 定であ を つ と考え、 また今度出生する子とA男との間に養子、 権 するうちに、 A男に知られても ているし、 者がA男に対しC男に対する債権の取立てにくる可 男の父であるC男が借金まみれの人間であるから、 男 三か月くらいしてX男とB В をよくかわいがるが、 女は 平 る。 本件申立てをした。 -成元年六月二二日婚姻届出を済ませた。 X男とB女は、 現在X男の子を懐胎中で、 学校への届出や健康保険の関係で自分が養子である旨 A男がX男を「お父さん」と呼ぶようになっ 困るとして、 本件申立てが認められ 他方然るべきときは叱 B女もA男はC男を実の父であると思 女 A男をX男らの特別養子にするこ A男とは同居 平成元年一二月中に出産 実子の差を付けたくない ないときに X男は子供好きで りもして して家庭生活が '能性があり、 将来C男の債 いる。 た。 X 男 は そし 一の予 X な 始

とが ば、 0 条件には当たらないというべきである。 あることその他特別の事情がある場合』という特別養子縁組許可 ころの は、 えて本件申立てをしたも てくる実子との関係におい 借 することもないのであるか [審判] ?特別養子にしたいというも Α 従前と同様今後も引き続きA男を養育する訳 は家事 金のことでA男が迷惑を被ることのないように、 行方不明の状態にあり、 男出生後その養育に無関心であってこれをB女に押 『父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当で 審判官にも 却下 「本件は、 よくわかるけれども、 のので В てA男が迷惑を被ることの 5 A男の養育に対し悪らつな干渉や妨害 あっ 女の連れ子であるA男をB女とX男 のであるところ、 結局民法八一七条の七に定めると て、 A男の幸福を願うX男らの なるほど、 上記 B女につい の特別養子縁組許 であり、 X 男とB女はC ま らたやが な しつけ ま てみ た C て生 現 男 n

とを希望している。

ō 要件を充た さない以上、 本件申立 てはこれ を認めることが で

0

とが 重 が 要件を必要とすると抽象的に定義づけし、(目) 子縁組が成立するためには、 ることがもっぱら子の健全な育成を図るうえで利益となること、 を具備していないとして、 子の利益のため特に必要がある」(民八一七条の七) しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合にお 『由がないこと(【事例二】・【事例三】・【事例五】・【事例六】) 付ていること、②普通養子縁組後に改めて特別養子縁組を申し立 大な障害となる」などのような実父と断絶しなければならない 困難または不適当ではないと判断し、 ることから、 ①養子となる者は、 :著しく困難であるか不適当であること、 うぎに述べた 実母と養父が養育しているのであるから実親の 審判例 は 実母と養親となる者のもとで十分な養育監 特別養子縁組を否定した。 すべて ⑦実親が養子となる者の養育監護をするこ 「父母による養子となる ③養子となる者の 審判例を具体的に検討した結 ①実親との関係を終了さ すなわち、 という要保護 者 「監護利 の 監 養育監護 ع 特段 護 ててて いいう 医要件 が 益 剜 て 著

に審判例 ₺ ④養子となる者が実母の嫡出子であること(【事例 事】 ること(【事例三】)から、 のでもないとして、 例四】。 は 要保護要件を厳格に解しているといえよう。 【事例五】・ 特別養子縁組を否定しているのであ 【事例六】)、 子の健全な育成を図るうえで利益となる または認知され る。 た非嫡出子で 【事例二】。 こ のよう

•

れ

うか か 別養子縁組を差別することになるのではなかろうか。 となっ ;ら生れた子であるということを明らかにすることになるのではなかろ か た子 しながら、 は、 養育監護 このような厳格な要件を要求することは、 をすることが著しく困難であるか不適当な実親 つまり、 か 特別: えって特 養子

る

4 れ子 を 特別養子とすることを望む理 由 は、 ٧١ ったいどこにある

> 何であるのかを、 するものである。 達せられる。 考えられる理由は、 か。 みぎに 述べ それにもかかわらず、 明らかにしなければならない。 た審判例からその理由 け れども、 継父と連れ子との間に親子関係を生じさせ 親子関係の形成は普通養子縁組で十分目的 特別養子縁組を申し立てる理 を探ってみよう。 当 然 ようと 番 最初 由

将来何 要件に該当しないからとして、 をすることこそ要請されるべきである。 定な心理状態に陥ることなく健全に育成されることに特別養子の意味が 隠すというような目的は、 たくない」(【事例六】)等があげられる。 ことのないようにしたい」(【事例四】)、 ることであろう。 る。 !者が養子となる者に対し実父に対する債権を取立てにくる可能 ٤ のであるから、 ろうか。 べてかなえられるものではないであろう。 る」(【事例三】)、「養子となる者が将来養子であることでなやむ 【事例五】)、「実父が借金まみれの人間であるから、 また今度出生する子と養子となる者との間に養子、 別養子縁組を申し立てる理由の 養子となる者は女児でもあり実父との関係を絶っておきた かの借財を作るなどして養子となる者に迷惑が及ぶことなどを避 W かしながら、 かえれば、 ことに、 ここまで厳格に解する必要があろうか 断絶を望む理由を審判例から引用すると、 これらの審判例においては、 特別養子縁組は、 自分自身の実の子であると同じ条件のもとで養育 今回の改正趣旨とは相容れないものと考えら 特別養子をすべて否定することが妥当で 一つは、 そうだとすれば、 親が二人存在する、 とくに、養子であることを もちろん、 「実父の性行などを考慮す 実父との すべて実父の同意が 血 これらの 縁関係 実子の差 将来実父の債 厳格な要保護 という不安 を断 実父は を付け 性 希 絶 あ

ŋ 権 る

け

10 良家裁宇陀支部昭和六三年三月二五日審判 民法八一七条の七にいう要保護要件 を明確に定義し (家月四〇巻七号 た の これに対し、

本件は、

未認知の非嫡出子であること

殆ど期待できない場合をいい、 如のため、 ような事情をいう、 了させることが、 بح 父母に監護能力があっても、 な場合とは、 養子制度が制定された趣旨からして、 るをえない低学年未成年者の健全な育成をはかる目的で、 との関連を終了させてでも第三者による監護養育を必要とせざ は、 [を期待することが不可能 八八頁) 監 上記に準ずるような事情、 |護方法の適切さを著しく欠く場合をいい、 子の監護能力に欠け、 である。 父母に監護意思があっても、 専ら子の健全な育成を図るうえで利益となる それによると、 بح)解するのが相当である」と判示する。 はいしは殆ど不可能のゆえに、 子への愛情に欠け、 『著しく不適当』 すなわち、 そのため、 「父母による適切な監護養 上記の、 貧困や正常家庭 父母との関係を終 子の適切な監護を 『著しく困 な場合とは 子を虐待する 『特別な事情』 の欠 難 特別

11 年) が 湯浅道男・小島二 かりにして」愛学三三巻一=二号二一頁~二二頁(一九九〇 郎 「特別養子制度の問題点--審判例を手

むすびに かえて

四

認 う二点あげて、 ること、 容した。 知がされていた。 来の審判例は、 ると判断してよいと思われる。もっとも、 本 の法的関係を終局的に断絶させて身分関係の安定をはかること、 一審判例は、 回とりあげた審判例は、 ②未認知の父親と親子関係の断絶をすることにより生理上の父 その理由として、 要保護要件を従来の審判例とくらべて、 「その他 連 れ子がほとんど嫡出子であり、 1特別の事情がある」ときと判断した。 本審判は、 従来の審判例と異なり、 ①未認知の非嫡出子を嫡出子にす 事案を詳細に検討すると、 非嫡出子の場合にも 特別養子縁組を認 緩やかに解して

> 準にしたがえば、 従 来の審判例と異なるといえよう。 本件も否定されたと思われる。 し その意味にお

が

件は従来の流れとは異なった位置づけをすべきであろう。 節に述べたように、 事案によっては要保護要件を緩和すべきである

との立場からすれば、

本審判に賛同すべきであろう。